

## 第5回 郡上市住民自治推進懇話会 要録

【日時】 平成24年3月2日（金） 午後7：00～9：30

【会場】 郡上市役所 本庁舎4階 大会議室

### 【要録】

#### 1. 開会（企画課長） 午後7時00分

#### 2. あいさつ

（座長）

- ・内閣府では住民自治について次のように示されている。住民に身近な行政とは、地方公共団体が自主的・総合的に広く担い、住民自治とは、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組んでいくことである。この内容は、今まで私達がワークショップなどで学習してした住民自治に繋がっていると思う。今晚は、今井先生より、自治基本条例の基本的な仕組みや特徴について説明をいただく予定である。

（市長公室長）

- ・昨年の夏から、市民協働センター設検討委員会を設置し、協働センターの検討を進めてきた。昨日、市民協働センター委員長、副委員長より提言書が市長に報告された。今年の7月頃には、試行的に協働センターを開設し、まちづくりや色々な活動の情報交換の場として、情報が集まり、そこから活動が広がるようなセンターを目指している。郡上市は広い地域であり、支所と連携しながら進めていきたい。

#### 3. 学習会（講師：今井良幸アドバイザー）

- ・今まで、住民参加の視点から住民自治について議論してきたが、このことがどのように条文となっていくのか、県内の事例を参考にしながら、条例の中味や考え方について学習会を進めたいと思う。

<自治基本条例について>

- ・自治基本条例とは、自分たちのまちの基本的なルールを定めたものである。条例の中で最高法規という位置付けとなり、市政運営の基本になる条例となる。
- ・条例制定後は、行政の運営、市民の参加が定められた事項は、そのルールに従って運用する。
- ・全国で200を超える自治体で策定している。岐阜県では、岐阜市、多治見市、輪之内町、垂井町で制定済みであり、平成24年4月1日から穂積市で施行予定、関市・海津市でも取り組みが進められている。

<自治基本条例のかたち>

- ・フルセット型は、①自治の基本理念、②自治の主体としての市民、③行政・議会の組織・運営・活動に関する事項、④市民・市民団体の活動に関する事項が網羅されている条例である。
- ・理念条例といわれるものは、①のみからなる条例である。
- ・準自治基本条例といわれるものは、①②③からなる条例である。
- ・行政基本条例といわれるものは、③の行政運営に関するものだけに特化している条例である。最近では、フルセット型条例が一般的となってきている。

<岐阜県内の自治基本条例の制定・施行状況>

- ・多治見市市政基本条例は、平成19年4月1日に施行されている。
- ・岐阜市住民自治基本条例は、平成19年4月1日に施行されている。
- ・輪之内町まちづくり基本条例は、平成22年4月1日に施行されている。
- ・垂井町まちづくり基本条例は、平成23年4月1日に施行されている。
- ・穂積町まちづくり基本条例は、平成24年4月1日に施行される予定である。
- ・それぞれ名称は異なるが、自治基本条例に分類される。

<自治基本条例の中味の具体例>

・フルセット型

1. 前文

2. 基本的事項（目的、この条例の位置付け、基本となる用語、まちづくりの主体）

3. まちのあるべき姿
4. 市民の権利・責務
5. まちづくりの基本条例（市民自治、情報、参加、協働、連帯）
6. まちを創造する仕組み（情報公開、参加制度、協働のしくみ）
7. 市民のための行政（首長、職員、財政、法務など）
8. 市民のための議会
9. 市民・市民活動団体
10. 国その他の機関との連携
11. 実効性の確保

・郡上市の条例にどのような項目を入れるか、あるいは規定の程度は、自分たちのまちの必要性に応じて考える必要がある。

<自治基本条例のかたち、中味づくり>

- ・どのような中味の条例にすればよいか。  
自治基本条例のかたちによる優劣はなく、フルセット型に拘る必要はない。それよりも条例の仕組みがいかに上手く機能するかが重要である。

\*具体的には

- ・自分たちの現状に合わせる。
- ・実現不可能な高度な内容を無理にいれない。
- ・みんなの議論の中で、かたちや条文の要、不要を考える。
- ・わかりやすい条文構成、文体にする。
- ・みんなが内容を理解し、実際に機能する仕組みを目指す。

<条例の策定後はどう変わるのか①>

- ・岸和田市の事例を紹介  
自治基本条例の施行と併せて、意見聴取の手続きに関する条例、審議会等の公募に関する条例、審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例、住民投票条例、外部監査契約に基づく監査に関する条例を同時に施行した。このことにより、条例に基づく住民参加や情報公開が一層進むことになるが、職員の意識の変化が必要不可欠である。

<条例の策定後はどう変わるのか②>

岸和田市の自治基本条例では、意見の聴取に関する手続きその他必要な事項を別に条例で定めることを位置付けした。個別条例は、自治基本条例の考え方に基づいて、仕組みを具現化した例である。このような取り組みは、伊賀市でも行われている。

<条例の策定後はどう変わるのか③>

- ・NPO、事業者などを含む住民側の視点から  
住民参加を行政運営の仕組みの中に組み込むことで、行政参加がなければ行政は進んでいかないことになる。具体的には、審議会における公募委員制の導入、パブリック・コメントの実施、総合計画への住民参加等がある。また、住民自らがまちづくりに参加する責務が定められる場合があり、住民の意識の変化が求められている。

<岐阜県内の自治基本条例条文比較について>

別紙資料は、県内の多治見市市政基本条例、岐阜市住民自治基本条例、輪之内町まちづくり基本条例、垂井町まちづくり基本条例について、1前文から10実効性の確保を比較検討したものである。

- ・前文は、市町の位置、歴史、制定者の決意などについて記述されている。
- ・基本的事項の目的については、市民自治の確立、自治の進展・自立する都市、自治の実現、自主自律した協働のまちづくりなど自治に関する項目が記述されている。
- ・市民の権利・責務については、多治見市、輪之内町、垂井町は権利と責務が記述され、岐阜市は権利と役割が記述されている。
- ・参加制度については、全ての市町で審議会委員の公募が記述されている。
- ・多治見市は、行政の仕組みについて、細かく記述しているが、岐阜市はまちづくりに必要な範囲を記述している。

<岐阜県内の自治基本条例の「きっかけ」「新たな取り組み」状況>

- ・資料別紙2に基づき、事務局より説明

## <意見交換>

(委員)

- ・他市町の取り組みを聞くと、自治基本条例の制定が役に立ったというよりは、条例を作っていくために、こうした懇話会で話し合いをすることが大事な取り組みと感じた。

(委員)

- ・幾ら情報を行政が発信してもその情報を知ろうとする市民がいなければ意味がない。自治基本条例を作りながら、市民側に行政の情報を知ってもらう機会を増やす取り組みと行政が発信する情報を知ろうとする市民が増やすことが大事である。

(今井アドバイザー)

- ・市民へは、行政が具体的にやっている仕事、財政の情報など、分かりやすい情報提供が必要である。
- ・他市町の条例を比較しながら、郡上市では時間をかけて、市民の生活に直結できるような取り組みが必要である。

(委員)

- ・他市町の成功事例はないのか。

(今井アドバイザー)

- ・ニセコ町は、日本で最初に自治基本条例を作った町で、今までやってきたことを条例化したものが評価されている。岸和田市、伊賀市は自治条例制定後に関連する条例を整備している。岐阜市は、自治組織が動きやすく、市民が参加しやすい条文としている。
- ・伊賀市は、条文に地域自治組織を記述している。
- ・市民の皆さんの意識が変わって、行政にお任せではなく、変わっていかうとすることが成功と思う。作りっぱなしではなく、育てていく条例でなければいけない。
- ・条例により、意識が変わるものではない。条例を作ることは大事なことであるが、制定後に住民が行動できる仕組みがなければいけないと思う。

(委員)

- ・条例が出来ることにより、住民の意識や関心が変わるものではない。私の地区は30軒あるが、現在、子どもが3人しかなく神輿も作れない。6年後は子どもがいなくなる。地域には自治会、公民館活動の課題が一杯あり、将来どうなるのか不安である。日置市長は市民との対話を大事にされ100回以上の懇話会を開催されている。市職員が、市民に自治基本条例や総合計画に基づくまちづくりを絶えず説明することによって、住民の意識が変わることになると思う。行政職員の意識改革を始める必要がある。

(市長公室長)

- ・今回の取り組みは、自治基本条例の制定するための検討会ではなく、住民自治を高めるために市民の皆さんと課題を共有し、地域の皆さんと話し合うことで、自治能力を高めるような運動を続けていくことと思う。

(事務局)

- ・今のところ平成24年度内に懇話会から市長へ提言の報告を予定している。

(委員)

- ・少子化、高齢化と課題は多いが、田舎ほど良いところはないということをテーマにしながら、自治会、公民館の皆さんと話し合いを進めていけばいいと思う。

(委員)

- ・自治基本条例について隣のおばさんにも話せるような分かりやすいことが大切と思う。

(委員)

- ・住民自治といわれても、市民からすると、市は市民にまた何か押し付けるとってしまう。

(委員)

- ・自治基本条例に、地域の人が、共に仲良く住みやすい郡上を目指すことを目標として記述することも良いと思う。

(座長)

- ・次回は、学習会を開催したいと思う。

## 4. その他

## 5. 閉会 (副座長) 午後9時30分